

平成 30 年 6 月 28 日現在

機関番号：32720

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26370618

研究課題名(和文) 日本統治下台湾・朝鮮の国語普及運動の比較研究

研究課題名(英文) Comparative Study of Japanese Language Propagation Movement in Taiwan and Korea under Japanese Rule

研究代表者

藤森 智子 (Fujimori, Tomoko)

田園調布学園大学・人間福祉学部・教授

研究者番号：20341951

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：台湾は1895年からの50年間、朝鮮は1910年からの35年間、日本の統治下に置かれた。学校教育に依拠した日本語普及は低い就学率のため低迷し、それを打破するために社会教育が推進された。台湾では1930年に国語講習所が、朝鮮では1934年に簡易学校が開設された。これらは同様の施設ではないが、学校教育を補完する点で共通している。1910年代以降の教育令をはじめ、政策上の共通項のある両植民地であるが、社会教育においては独自性もみられる。統治末期の日本語普及率の差異は大きく、その要因は政策のみならず日本統治以前のそれぞれの社会における書き言葉や共通語の有無など、政策以外のところにも求められる。

研究成果の概要(英文)：Taiwan was under Japanese rule for 50 years from 1895 and Korea for 35 years from 1910. Propagation of the Japanese language remained stagnant due to the low school attendance rate. In order to put an end to this, social education was promoted. The National Language Training School was opened in Taiwan in 1930 and in 1934, the Simplified School was opened in Korea. These two institutions are not similar, but share a common characteristic in that they both supplement school education. Beginning with the regulations pertaining to education after the 1910s, these two colonies share common traits in their policies, but regarding social education, they possess individual characteristics. The difference in the Japanese language propagation rate in the final years of Japanese rule was great, and the causes can be pointed to not only the policy differences, but to the written language and whether or not a common language existed in each society before Japanese rule.

研究分野：日本語教育史

キーワード：日本語教育史 植民地教育 日本統治 台湾 朝鮮 日本語普及 国語普及

### 1. 研究開始当初の背景

近年、台湾・朝鮮地域研究、植民地教育、日本語教育史などの分野において、植民地における日本語教育の歴史が明らかにされつつある。日本の植民統治時期の日本語普及に関する先行研究には、台湾の日本語普及に関しては、筆者や台湾の研究者の業績を中心に「国語普及運動」や「国語講習所」等の社会教育施設の制度を扱った先行研究が見られるが、その数は決して多くなく、政策面の検討が不足していること、日本語普及の実際が論じられていないことが課題として挙げられる。朝鮮に関しては、日本語普及政策や社会教育に関する研究が複数見られるが、日本語普及の制度と展開、社会への影響を論じるという観点からは未だ研究が少ない。また、近年、台湾、朝鮮、満州、南洋といった旧日本植民地・占領地のシンポジウムが開催されるなど、植民地の比較研究は注目を浴びつつあるが、植民地横断的に行う研究は極めて少なく、これからの開拓領域であるといえよう。

### 2. 研究の目的

日本がかつて植民地で行った日本語教育は、その地域の文化・社会の発展に大きな影響を与えたといわれる。本研究は、日本統治下の台湾、朝鮮半島で実施された日本語普及政策とその実施状況を明らかにすることを目的とする。これまで、台湾や朝鮮半島の日本語教育は、主に学校教育を中心に論じられてきた。日本語普及の上で大きな役割を果たしたにも関わらず、社会教育の研究は先行研究が少ない。また、植民地の横断的研究も未だ多くは見られない。本研究は、日本語普及の理念、及び日本語普及運動の実際、即ち社会教育を中心とした政策とその実際を、台湾と朝鮮を主題として取り上げ検討する。

### 3. 研究の方法

本研究は、文献調査と面接調査から日本統治下台湾・朝鮮の「国語普及運動」の政策、実態を明らかにするものである。研究方法は、主に文献調査と補助的な面接調査による。文献調査は、デジタル化により収集可能なものはネット上で収集し、公開されていない資料は国内外の大学図書館・研究機関にて収集した。面接調査は、日本では東京・大阪、台湾では台北市・新竹県に在住する日本国籍、台湾国籍、韓国籍のインフォーマントとの面接を予定した。実際には、インフォーマントの高齢化に伴い、予定された面接が行えなかったケースもあった。

### 4. 研究成果

日本統治下の台湾・朝鮮における教育令を整理すると次のようになる。

1896.3.31 「台湾総督府直轄諸学校管制」(勅令第九四号)...国語学校・国語伝習所の設置。

1898.7.28 台湾「公学校令」(勅令第一七八号)...中央政府において閣議を経て成立。

1911.8.24 第一次「朝鮮教育令」(勅令第229号)...教育を大きく「普通教育」・「実業教育」・「専門教育」の3種類に分けて規定。

1919.1.4 第一次「台湾教育令」(勅令第一号)...台湾における台湾人の教育を普通教育、実業教育、専門教育、師範教育に分けて規定。1911「朝鮮教育令」に準じて制定される方針であったが、初等教育の就学率、修業年限で台湾の方が朝鮮より程度が高かったため、その制定をめぐる限本繁吉と日本中央政府法制局・内務省との間において対立、制定が難航。台湾総督府が「台湾教育令」の原案を作成して内務省に提出したのが1916、両者は合意しないまま、最終的に枢密院の閣議決定により、台湾総督府の意向に近い形で1919に制定。

1922.2.6 第二次「台湾教育令」(勅令第二十号)...統治政策が漸進主義から内地延長主義へと転換。台湾総督は、内地の政党政治の影響を受け、武官から文官へ。「朝鮮教育令」と統一。中等教育以上での日本人と台湾人の共学を規定、初等教育においては国語の常用有無により小学校入学を認める。

1922.2.6 第二次「朝鮮教育令」(勅令第一九号)...国語の常用の有無により初等教育を普通学校、小学校に区別する、普通学校の修業年限を6年にする等変更。

1938.3.4 第三次「朝鮮教育令」(勅令第一〇三号)...普通教育は小学校令、中学校令及び高等女学校令による等と変更。

1941.3.1 「国民学校令」(勅令第一四八号)...台湾、朝鮮においても初等教育の名称を「国民学校」に統一。

勅令において定められた教育令をみると、日本が最初に領有した植民地であった台湾では、当初、台湾固有の性格が強い教育令「台湾総督府直轄諸学校管制」・「公学校令」が発布されている。その後、1910年に朝鮮が日本の植民地となり、1911年「朝鮮教育令」が制定されると、それに続き1919年「台湾教育令」が発布された。1922年台湾では「内地延長主義」、朝鮮でも「文化政治」の下で、日本語の常用により初等教育の共学を認めた第二次「台湾教育令」・第二次「朝鮮教育令」が発布されている。それ以降、朝鮮では1938年に第三次「朝鮮教育令」が発布されているが、台湾では1941年、内地、植民地共通に発布された「国民学校令」まで教育令の発布がない。

このことは、その間、台湾において日本語教育の推進がなかったことを示してはいない。むしろ、学校教育のみでは推進が緩慢な日本語普及を、勅令ではない総督府の府令や地方の訓令等で発布した社会教育施設によ

って、1930年以降推進したのである。台湾においては、1930年台北州で国語講習所制度が制定された。国語講習所は、各地で公学校に通わない多くの台湾人に夜間や農業・漁業の繁閑にあわせて開講された無料で日本語を主とした教科を教授した教育施設である。就学年齢は各州庁により差異があるが、およそ10歳から25歳程度の年齢とされ、講習期間は1年から3年程度とされた。教員は、都市部では公学校教員が兼任することもあったが、多くの地方では台湾人教員が担っていたことが部分的な資料から明らかになった。

その後、1933年までの間に各州庁で相次いで国語講習所制度が成立した。この趨勢の中で、1931年に台湾総督府は府令「台湾ニ於ケル公立ノ特殊教育施設ニ関スル件」によって国語講習所は正式に公立の特殊教育施設となり、国庫補助が行われることになった。国語講習所は、各地で増設され、日本語普及の主たる要因となった。

朝鮮でも同様に、普通学校の普及に困難を感じた朝鮮総督府は、1934年、簡易学校を開設した。10歳で入学し、2年間で日本語と農業を教育するものであった。簡易学校は、開設後も増設が計画されたが、日本人教員の供給が不足し、朝鮮人教員を当てることで増設に対応していった。台湾同様に、現地人教員により日本語が教えられたことになる。

1930年以降、台湾も朝鮮もこうした教育令には表れていない教育施設により日本語普及を図っていったが、日中戦争が勃発した1937年以降は、教育施設以外の日本語普及も図られた。家族全員が日本語を話し、国民的生活を送っていることで認定される国語常用家庭制度は、台湾と朝鮮の双方で実施された。その他にもラジオなどのメディアを利用した日本語普及が推進された。日本語普及運動の経験者への面接調査からは、国語常用家庭は地域の指導者階層が認定されていたことなどが指摘された。

教育令が統一されていく中で、1930年以降、台湾では国語講習所、朝鮮では簡易学校が開設された。これらは、同様の制度ということではできないが、学校教育の普及不足を補うために学校教育の体系外の教育施設で日本語普及を図ろうとした展開は、台湾、朝鮮ともに同様にみえる。また、戦時期の皇民化運動の推進によって、教育施設外の日本語普及も図られた。同様な展開にみえる両植民地であるが、しかしながら、日本語普及率が最終的に台湾は80%近くまで上昇したのに対して、朝鮮は30%台に止まった。殊に戦時期に至っては、朝鮮における植民地教育は朝鮮人をもって朝鮮人に日本語を教えるという矛盾がこれまでの研究でも指摘されているが、日本が統治する前の現地社会を考えると、台湾と朝鮮の差異が明らかになる。朝鮮には朝鮮語という文字を持った共通言語があったのに対し、台湾は多民族で複数の言語が話され、日本統治の前に共通言語が存在していなか

った。台湾で、日本統治下の日本語普及が書き言葉や共通語をもたらした点は、ミッションスクールなどの西洋教育の存在の有無とともに指摘される相違点であろう。

本研究は、日本統治時期全体を対象として日本語普及政策とその実施情況を検討したが、学校教育以外の日本語普及が本格化した1930年代以降の社会教育が主たる検討対象となった。しかしながら、朝鮮が日本に「併合」され、台湾・朝鮮の二大植民地が形成され、教育令が統一されていく1910年代・20年代は、植民地間の政策上の連携がみられると同時に、中国の辛亥革命に起因する台湾の社会運動などの各地域固有の動きが見られ、台湾、朝鮮各々の固有の政策もみられる。1930年代、戦時期に連なる前段階の1910年代、20年代の検討は、今後の興味深い検討課題として残される。

#### 参考文献

呉文星『日治時期台湾的社會領導階層』五南圖書出版、2008  
佐野通夫『日本植民地教育の展開と朝鮮民衆の対応』社会評論社、2006  
日本植民地教育史研究会『植民地教育史研究年報』1-20、皓星社

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1件)

藤森智子「日本統治下台湾の「国語講習所」(1930-45)の講師に関する一考察—講師の履歴を中心に」慶應義塾大学法学部『法学研究』, 査読無, 90(1):307-340頁, 2017

〔学会発表〕(計 4件)

藤森智子「日本統治下台湾の「国語講習所」の講師—1930年代から1945年までの教員履歴書を中心に」2014年度日本語教育史研究会例会, 2014

藤森智子「日本統治下台湾の「芝山巖精神」の研究」日本植民地教育史研究会第36回例会研究会, 2016

藤森智子「日中戦争期台湾における日本語普及」新世紀人文学研究会「日中戦争勃発80周年シンポジウム日本語教育史から見た日中戦争(1937-1945)」, 2017

藤森智子「日中戦争期台湾の社会教育」日本植民地教育史研究会第21回研究大会シンポジウム「日中全面戦争と植民地教育の展開」, 2018

〔図書〕(計 1件)

藤森智子『日本統治下台湾の「国語」普及運動—国語講習所の成立とその影響』慶應義塾大学出版 384頁, 2016

〔産業財産権〕  
出願状況（計 0件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況（計 0件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等  
なし。

#### 6. 研究組織

##### (1)研究代表者

藤森智子 (FUJIMORI, Tomoko)  
田園調布学園大学・人間福祉学部・教授  
研究者番号：20341951

##### (2)研究分担者

なし。

##### (3)連携研究者

なし。

##### (4)研究協力者

なし。